

検事長定年延長法解釈変更を厳しく追及

藤野議員

安倍晋三首相が刑事告発され、秋元司衆院議員の逮捕・起訴、河井克行前法相への家宅捜索などが相次ぐ中、政府は1月31日に安倍政権に近いとされる黒川弘務東京高検検事長の定年延長を閣議決定しました。黒川氏が次期検事総長に就任する余地を残した人事ではとの疑惑があります。さらに検察官の定年延長ができるように法の解釈変更を行いました。日本共産党の藤野保史議員は20日の衆院予算委員会で、こうした許されない解釈変更について「まさに三権分立の根幹にかかわる問題で、国会の存在意義も問われる」と追及しました。

藤野氏 検察官には公益の代表者

として特殊性がある

森法相委員のおっしゃる通り

藤野氏は、「なぜ検察官 旨を過去の国会答弁から明らかにしました。(表)

その上で藤野氏は、19



衆院予算委員会で藤野議員が質問する

論戦ハイライト

藤野氏は、戦前、治安維持法による弾圧や特高警察などによる人権侵害が相次いだ痛切な歴史を経験を踏まえて現行憲法に世界に類を見ない多くの人権保障規定がおかれたことを指摘し、「まさに憲法の理念に基づいて検察庁法がつくられた由来をしっかりと踏まえる必要がある」と強調しました。

検察官は刑事訴訟法により「唯一の公訴提起機関」と規定されています。藤野氏は、「検察官の職務執行が公正に行われるかどうかは直接、刑事裁判の結果に重大な影響を及ぼす。だから検察官は公訴権を独占する公益の代表者ともいわれ

「三権分立の根幹壊す」

■検察官に国公法の定年制は適用されない

藤野議員が示した過去の政府答弁など

検察庁法の立法趣旨	「新憲法が、司法権の独立につき深甚の考慮をいたしておりますことに鑑みますれば、狭義の意味の検察機関を、すなわち裁判機関にあらざることを相当と見なした(略)これが検察庁法案の理由であります」(木村篤太郎司法大臣の衆院本会議での答弁、1947年3月18日)
一般公務員と検察官の職務の違い(検察庁法32条の2の提案理由)	「国家公務員法施行後といえども、この検察官の特殊性は何ら変わることなく、したがってその任免については、なお一般の公務員とはおのずからその取扱いを別にすべきものである」(高橋一郎法務庁事務官、1949年5月11日の参院法務委での答弁)
定年制度についての見解	2 定年制度の内容等 (1) 適用範囲 (略)「ただし、検察官及び大学の教員については、既に検察庁法及び教育公務員特例法により、定年制度に関する規定が設けられているので、それらの規定するところによるものとする」(総理府総務長官に宛てた人事院総裁の書簡、1979年8月9日)
検察官の「定年延長」にかかわる政府解釈の変更	「一般職の国家公務員である検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されるとし、このように解釈することとし、(政府が13日の衆院予算委員会に提出)
政府解釈の変更にかかわる安倍晋三首相の答弁	「検察官も一般職の国家公務員であるため、今般、検察庁法に定められている特例以外については、一般法たる国家公務員法が適用されるという関係にあり、検察官の勤務延長については、国家公務員法の規定が適用されるとし、(13日の衆院本会議での安倍晋三首相の答弁)
法解釈に対する見解	「法律の解釈は、客観的に一義的に正しく確定せらるべきものでありまして、行政府がこれをみだりに変更することなどはありえない」(占國一郎内閣法制局長官、1975年2月7日の衆院予算委での答弁)

「職責の特殊性」を強調した。藤野氏は「おのずからその取り扱いを異にするべきも(1949年5月11日、参院法務委・高橋一郎法務庁事務官)とされていたこと、勤務延長制度の趣旨は、(略)と批判しました。

藤野氏 1975年の内閣法制局長官答弁は

近藤内閣法制局長官 法律の解釈は行政府がみだりに変更することなどはありません

藤野氏は、政治の介入による解釈変更の異常さを浮き彫りにしました。森法相は黒川検事長の定年延長について、職員定年を規定した人事規則11の8の7条3号の「業務の性質上」を挙げ、「担当者

藤野氏は、「おのずからその取り扱いを異にするべきも(1949年5月11日、参院法務委・高橋一郎法務庁事務官)とされていたこと、勤務延長制度の趣旨は、(略)と批判しました。

藤野氏は、「おのずからその取り扱いを異にするべきも(1949年5月11日、参院法務委・高橋一郎法務庁事務官)とされていたこと、勤務延長制度の趣旨は、(略)と批判しました。

藤野氏は、「おのずからその取り扱いを異にするべきも(1949年5月11日、参院法務委・高橋一郎法務庁事務官)とされていたこと、勤務延長制度の趣旨は、(略)と批判しました。